



Title	1789年人権宣言研究序説(2)
Author(s)	深瀬, 忠一; FUKASE, Tadakazu
Citation	北大法学論集, 15(1), 1-34
Issue Date	1964-09-15
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/16035">https://hdl.handle.net/2115/16035</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	15(1)_p1-34.pdf



論 説

一七八九年人權宣言研究序説 (二)

深 瀬 忠 一

序 言

第一節 人權宣言の制定過程

(一) 協議の端緒(ラファイエット提案迄、前号)

(二) 委員会の報告および個人の人権宣言諸草案と討論(ムニエ草案迄、本号)

(三) 確定案の準備

(四) 各条項別の討議

第二節 人權宣言の法的特質

結 論

(一) 委員会の報告および個人の人権宣言諸草案と討論。

(1) 七月一日のラファイエットの草案は、ナリ・トランダル伯の賞賛演説と延期提案にもとづいて、各部局に

移送せられ、議會自体の討論は延期された(A.P.VIII, p.222, 223)。七月一四日午前、國民議會はラファイエット提案について討論を再開。ラファイエット提案のいうように、人権宣言を憲法の「冒頭」に掲げて不変の人権を保障することが社会組織の確定に先立つものであることを明示すべしという主張と、宣言は憲法の成果として最後尾に付すべきだという意見に分れた。しかしこの点について意見はまとまらず、ただ憲法が人権宣言を含むべきことが決定された(A.P.VIII, p.231)。なお同時に、憲法委員会を構成する八名の人選が決まったことは、前述のとおり(前号一三)。

同日のバステイユ襲撃・陥落が、革命を決定づけた劇的事件であったことは説明を要しないだろう。議會がパリ人民の暴動を前にして深刻な衝撃を受けた様子は、同日夕の議事録からもうかがわれるが、翌一五日、ルイ一六世は自から議會に現われ、バリおよびヴェルサイユから彼の軍隊を遠ざけることを宣言して議會と和解し(A.P.VIII, p.236)。さらに一七日にはヴェルサイユからパリ市庁にやってくる市民に歓呼される。これらの行為によって國王は國民と和解したのだという当時の市民らの歡喜現象にもかかわらず、國王が、「新しい主権者」フランス國民とその機関である議會の権威の前に「屈伏」したことを意味したと解しえ、このパリの革命は地方にむかって遼原の火のように拡がることになる。

憲法委員会の仕事としては、七月一六日に委員会から委託を受けた Pabé Seyer が、七月二〇—二二日にその草案(次項)を同委員会で読んでいる(翌二二日には、同草案は印刷された。Wald, p.77)。七月二七日にいたって、議會において、ボルドーの大司教 Champion de Cisé が委員会の名において報告を行ない(後述)・Le comte de Stanislas de Clermont-Tonnerre は同じく委員会の報告として全身分會議の請願書に含まれている憲法にかんする事項を要約して述べ(後述)、最後に Mounier が自から作成した人権宣言案を読んだ(後述)。

結局委員会案として一本にまとまった宣言草案を提出することができなかつたわけだが、それは、委員会内部にお

いて解消しえぬ意見の対立があったことを物語る。委員会内の多数派は、「自由主義的・立憲的勤王派」と評されており、ムニエ案はこの主流的意見に基づくものとみてよいであろうが、シェイエス案は、少数派のより進んだ見解を反映しているといつてよからう。しかしそのような相違にもかかわらず、委員会が積極的に、人権宣言を憲法の冒頭に掲ぐべきだというイニシヤチヴをとったこと、およびその報告・諸宣言内容は——以下検討分析するように——実質上確定案の母胎となつたとみてよいことが、重要である。

(1) ヲリは、表面的には、賛成の言辭を述べているが、宣言に対して消極的であつたと解されるふしが読める。

E. Walch, La Déclaration des droits de l'homme et du citoyen et l'Assemblée Constituante, thèse Paris, 1903, p. 51 (Walch, 文略)。  
 F. Klövekorn, Die Entstehung der Erklärung der Menschen- und Bürgerrechte, Berlin, 1911, S. 137 (Klövekorn, 文略)。

A. P. VIII<sup>de</sup> Archives Parlementaires, t. VIII 6<sup>de</sup>。

(2) G. Leleuvre, Quatre-vingt-neuf, Paris, 1939, p. 132; A. Aulard, Histoire politique de la Révolution Française, Paris, 1905, p. 37-38。  
 マチエ、ねじ・市原訳、フランス大革命(中) 1011—1014頁。

(3) P. Bastid, Sieyès et sa pensée, Paris, 1939, p. 77. (Bastid, 文略)。

(4) シャンピオン・ド・シエ、クルルモン・トネール、ヨリ・マリンズル・ヌルガス、ムヒヨ。R. Delagrangé, Le premier Comité de Constitution de la Constituante (1789), ses vues et ses projets, thèse Paris, 1899, p. 4。

(5) 当時はシェエス(シエ)と発音してゐた(Bastid, p. 18-19) ほうであるが、わが国ではシェイエス・シエイエスと書かれる場合が多い。本稿では、シェイエスとしておく。

(6) シエイエス、ルシャブリエ、タレーラン。Delagrangé, op. cit., p. 5。

(2) シエイエスの草案(七月二〇—二一日憲法委員会 AR.VIII)。  
 シエイエスはいうまでもなく、「第三身分とは何か」の

著者であり、革命前夜から第三身分の理論家として知られ、六月一七日の国民議会の設立の主導者であつた。彼は僧

職および若干の行政職を経験した後議會人となつたのだが、ひろく当時の文献をしようりようしていた。影響を受けた思想家は多岐にわたるが、大まかにいって、次のような「思想的系譜」をさぐる事が可能であろう。まずデカルトないしカルテジヤニスムから、徹底した理性主義と演繹的方法および歴史・伝統に対する蔑視と未来・進歩に対する信頼を受け継ぎ——ために「政治についてのデカルト」(Basil<sup>1</sup>)ともいわれる——、ロックからは——その政府二論は、彼の枕頭の書であつた——自然法、所有権、抵抗権および主権の権力の限界の概念等を学び、コンディヤックの「政治における体系」の必要性の概念や、ヴォルテールの旧制度の権力濫用に対する批判およびフイジオクラットの個人権——所有、自由、安全——の思想等を学んだといつてよいようだ。しかし、モンテスキューやルソーに対してはむしろ批判的であり、前者の歴史・經驗主義および貴族的自由主義に反撥し、イギリス憲法制度には多くの共感を示さなかつたこと、また後者に対しては、その感性主義や直接民主制を否定し、「民主的専制政」に導びくような「一般意志」論に反対した点が指摘されている。<sup>1)</sup>

これを要するに、シェイエスは、これら諸説のたんなる綜合家ではなく、制憲権や代表制や政治権の理論等によつて少なからぬ程度において獨創的理論家であり、アメリカはもちろんイギリス憲法思想とも慎重に區別することが必要である。なお当時、國民議會においては、ミラボーから「形而上学者」と評せられ(A.P.VIII) たように、實際的政治家ないし法律家とは思惟方法上の違いが著るしく、また「中道左派」(Thompson, Populair) なし「左派」(Basil) に位置していたといつてよい。

彼の草案は、「人間および市民の権利の承認および理論的宣言」という表題および形式をもち、相当長文の体系的叙述のあとに三二箇条の条文がついている。「人間および市民のの権利」の宣言という表題をかかげたのは、少なくとも議會においては、シェイエス草案をもって矯矢とする(「権利の宣言」ラフアイエットは「人間の権利の宣言」ラフアイエットと称したたとまゝ。Klovehorn, S. 144)。

(1) さてまず草案が独自の形式をもつことに注目したい。すなわちその主要(前半)部分を占めるのは、蔽密な論理構成をもつ政治・法「哲学論文」(Watch)ともいふべきものである。その内容を以下に要約すれば。

前文にあたる部分。「フランス国民の代表者は、憲法制定権」を行使するにあたり、「あらゆる社会的結合したがってあらゆる政治的憲法の目的は、人間と市民の権利を明示し、理解し、確保することにほかならないと考へ」、これらの権利の承認を、憲法が達成に努力すべき「目的」として掲げることが「不可欠」であるので、以下のような権利宣言を、「実定的かつ蔽密な宣布によつて」承認し確定する。

以上によつてまず、人間と市民の権利をあらゆる実定憲法に優位するものとする思想を読みうるとともに、最後の一句によつて、彼が、権利宣言をたんなる政治的な教説としてでなく、法的義務力をもつた実定的最高法規と観念していたことを示すといつてよい(P.351)。これにつづいて、各項ごとに見出しをつけた(硬宣上番見をつける)叙述がつづく。

1 「彼(人間)の欲求とその手段」。人間はその「本性」からいつて、欲求に服するが、それを達成する手段をもつ。人間の「目的」とするところは、「福利」であり、彼の「道德的および身体的能力」はそれを達成する「個人の手段」である。

2 「彼はいかにして自然に對し手段を行使するか」。彼は自らの「労働」によつてそれらを選び増大し完成すると同時に、彼を害するものを避け、防止し、自然と斗いさえもする。彼の「勤勞」により、「人間の力は、限りなく進歩し、自然のあらゆる力を次第に自らの欲求に服させる」。

3 「彼はいかにしてその同胞に手段を行使しうるか」。同胞との「新たな關係」において、他人を、「幸福の相互的な手段」としてみれば、土地を平和裡に占有し、共通の目的に向つて安全にもに進む。しかし、互に「障礙」だとみるなら、断えず逃げるか闘争するかだ。だから人間の間に「二種類の關係」があることになる。一つは、「戦争状態」から生じ、「力」のみが確定する關係。他は、

「相互の利益」から「自由に」生れる関係。

4 「非正当な関係」とは、力に起源を有する悪しき関係だ。人間は、「人間の本性に由来するあらゆる権利」を「ひとしく」また

「同じ程度に」もっている。したがってあらゆる人間は彼の手段を処理する権利をもち、この権利をいかなる他人もたない。欲求をもっているものは、したがって手段を自由に処理しなければならず、それは、「権利であるのみならず、義務である」。

5 「手段の不平等」。人間の間に手段について大きな不平等が存在することは確かである。知能、労働、生産、消費の不平等など。しかし「権利の不平等はありえない」。権利は人間の本性に由来するのだから、強者のそれも弱者のそれに等しく、この権利と義務は相互的でないことは不可能だ。強者が弱者をしつこくの下に置く行為は決して権利となりえないのに対し、弱者が強者のしつこくから解放される行為は常に権利であり、義務であることは永遠の真理だ。

6 「正当な関係」。それは「真実の契約から生れる」関係でなければならない。正当な結合は、その成員の「自由な意志」すなわち「相互的で、任意の自由な契約にもとづいて確立される」。すべての人間は自らの「善」を欲するのだから、約束を欲するのは、それが「利益」だと判断したからだ。

7 「社会状態（において）自然権を継承」するのであるから、社会的結合は「犠牲ではなく利益」であり、その秩序は自然的秩序の「補完」である。

8 「社会的結合の目標」は、「成員の幸福」である。したがって社会は、「私的利益」のための「個別的手段」を減少するのでなく、その道徳的身体的能力を最大限発達させることにより、また「公共事業や救済によるきわめて貴重な協力」をすることによって、増大する。それは、「手段の不平等という有害な自然的影響力に抗して、権利の平等を保護する」のだ。

9 「社会状態は自由を優遇し増大する」。自然状態においても、社会状態に入っても、他を害することは、自由とはちがう。個人「個人の自由」は、社会状態において、自然状態におけるよりも、「より充実し、より完全な」ものとなる。自由は、「共同のもの」および「固有のもの」のうえにはたらく。

10 「彼の身体の所有」は、諸権利中の「第一のもの」である。この「原初的権利」から、「行動の所有」と「労働のそれ」が出てくる。外的対象の所有ないし「物的所有」は、同様に身体の所有の「拡大」である。われわれの無意識的・意識的労働の効果として空気や水や果実は、われわれの固有の実体に変形するのだ。より意志に依拠するのだが、それと類似の操作で、自己に必要な誰にも属さない対象を労働によつて占取し、変化を加え、自己の用に供する。そしてその対象は、「最初の占有者の権利」をもつ自己に属することに成り、「自己の排他的な所有」となる。社会状態はこれに、「一般的約束手続の効力」として、「一種の法的認容」を与え、文明社会における言葉の充実な意味における「所有権」となる。「土地所有」は、物的所有中で最も重要な部分である。現在のところその状態は、個人的欲求にというより、社会的欲求に関係しているが、それらの理論には相違がある。

11 「自由の範囲とその限界」。身体および物の所有の行使について少しも心配しないでよい保障がある者が、自由である。したがつて、「あらゆる市民は、居住し、移動し、考え、語り、書き、印刷し、出版し、労働し、生産し、保存し、輸送し、交換しそして消費する等の権利をもつ」。個人の自由の限界は「他人の自由を害する」ところにはじまり、「法律」が「限界を認め画定」する。「法律の外ではすべての人にとつてすべてが自由である」。

12 「契約と自由との関係」。あらゆる約束は、各人が与えるものよりも受けるものをより好むところに成立つ交換であるから、自由について阻げられるのではなく、それを都合のよいように行使するのである。自由の限界に移動があつても、それは自らなした選択の結果なのであるから、自由は少しもそこなわれることにならない。

13 「自由の担保」。権利を維持し法律を執行せしめるために、それらを担保しうる「武力」がなければならぬ。大きな社会においては、個人の自由は「三種の恐れねばならない敵」がある。最も危険が小さいのは、「悪意ある市民」である。それを抑圧するためには、「通常の権力」で充分だ。裁判が常にはうまくいっていないとすれば、立法と裁判権の構成を改善すれば、解決するだろう。はるかに恐るべきは、公権力を行使する「職員の企て」である。単独であれ、組織団体であれ、政府自身ですら、権利尊重のため委ねられた手段を専制の道具に変えうる。公権力の「構成を良くする」ことにより、この極端な不幸を防ぐべきだ。最後に、自由は「外国の敵」

にまつて攻撃されうる。だから軍隊が必要だ。しかしその性質は国内治安の維持に必要な強制力とは「絶対的な相違」がある。「兵士は決して市民に敵対して使用されてはならない」。

14 「社会状態のその他の利益。市民は、個人の自由の完全な保護のほか社会結合による「一切の福利に対する権利」をもつ。公の財産や事業による利益、「救済に対する正当な権利」、道徳的・身体的育成のための公的教育等。国民的資産と繁栄に応じて、公的手段増大すべきである。そのような、人と物によつて構成される手段は「公的施設」であるが、人体と殆んど同様な仕方では、「意志する能力」と「行動するそれ」を備えねばならない。

15 「憲法とは何か」。「憲法とは、異つた公権力の構成と内部組織、それらの必要な関連および相互の独立性と政治的予防措置を同時に包含」している。それは「公権力の全体および分立に關係」している。国民とは、被治者の全体であり、法律に服し、平等な権利をもつ。為政者を構成する政治的団体は、組織され、制限される。したがつて制定されねばならない。

16 「憲法制定権と制定された権力」。制定された権力は法規、形式に服するが、憲法制定権は所与の憲法に前もつて拘束されない。

国民が一切の形式と強制から自由に、この権力を行使する。国民自からでなくても、その目的のために召集された代表者にそれを委任することもできる。

17 「市民的権利と政治的権利」。両者の相違は、自然的・市民的権利が、その維持と発展の「ために」社会が形成されたところの権利であるのに対し、政治的権利はそれに「よつて」社会が形成されるところの権利である。前者を「受動的権利」、後者を「能動的権利」と呼ぶ方が言葉としてはつきりするだろう。

18 「受動市民と能動市民」。すべての住民は受動市民の権利を享有すべきだが、すべて能動市民であるわけではない。婦人（少なくとも現段階においては）や子供や外国人や「公的施設の支持になら貢献しない人々」は、公的事項に影響を及ぼす眞の能動市民ではない。政治的権利の平等は、基本的原則であり、市民権のように神聖である。不平等は「特権」を生み、特権は社会の目的である「共同の利益」に反する不正なのであるから。社会は「一つの一般的利益」のみをもちうるのであり、政治団体は成員の「一致した意志」の

作品であるが、その公的施設は成員の「多元的」な意志の結果であり、手段の選択において多元的になる。したがって「一般意志は多元的な意志によつて形成される」。

19 「一切の権力、一切の權威は人民に発する」。一切の公權力は一般意志の派生物であり、「人民」すなわち同義語である「国民」から発する。

20 「一切の公的職務は、財産ではなく、委託である」。公的受任者は、国民の信任によつて、権力の行使を委任されているのであり、それは権利でなく「義務」である。公務員は他の市民より「より多くの義務」をもつものとしてのみ、尊敬される。

以上の体系的叙述の形式が、アメリカの諸州憲法の権利章典やラファイエットの条文形式と一見明瞭に違つて、ことはいうまでもない。またその内容においても、注目すべき提言が少なくない。欲求を満すための手段の自由な処理が権利であると同時に義務であるとしていること(4)、権利と義務の相互性と権利の平等の觀念(5・8)、社会状態が個人の自由を犠牲にしたり減少するのではなく補完・増進するとして極めて詳細具体的に諸自由を挙げていること(10・11・14)、身体と労働と物を所有権に統合して觀念していること(10)、自由の三つの敵に対する担保としての武力を考え軍隊を市民に敵対して用いてはならないと断言していること(13)、社会福祉的権利を挙げていること(14)、憲法制定権と制定された権力の概念(16)、市民権と政治権および受動市民と能動市民の区別、一般意志に加えた微妙な解説(18)等。

(四) この陳述に「付加された」ともいうべき条文形式は「永久の権利」があらゆる市民によつて「より容易に記憶されようように」本質的部分を明らかにするためといつており、知能の低い人民を「多少見下したような」調子が読めないではない(Bastid)。

一条 すべての社会は、その全成員フルメンバーの間の協約による自由な作品フリーワーク以外のものではありえない。

二条 政治的社会的目的は、すべての人の最大の幸福グッド・フォー・オールにほかならない。

三条 すべての人は、自らの身体ボディの唯一の所有者であり、この所有は不可譲である。

四条 すべての人は、彼の個人的能力を自由に行使できる。ただし他人の権利を害しないことを唯一の条件とする。

五条 したがって何人も、その思想についてもその感情についても、責任を問われない。すべての人は、語り、または沈黙する権利をもつ。いかなる仕方でもその思想と感情を発表するかについて、何人も禁ぜられてはならない。とりわけ、各人は自からに良しと思われるものを書き、印刷しあるいは印刷せしめる自由がある。ただし他人の権利を侵害してはならないという条件だけはあるのだが。要するにすべての著述家は、その著作を販売アベットまたは販売させることができ、それを郵便または他のあらゆる方法により、信用を濫用されることをおそれる必要なく、自由に流布シークルさせることができる。とくに信書は、差出人と受取人の間にたつあらゆる仲介者に対して、神聖でなければならない。

六条 すべての市民は、等しく彼自身ハイムに善であり有利と判断されるところにしたがつて、その努力エフ、勤勞ラビダおよび資本キャピタルを自由に使用できる。市民はいかなる種類の労働トワブも禁止されない。彼は好むものを好むように製造し生産することができる。彼はあらゆる種類の商品を意のままに保存しまたは輸送し、それを却また小売りで売却できる。市民の種々オクシジョンの職業において、いかなる個人も、いかなる団体アソシエーションも、彼を妨害する権利はなく、まして阻止する権利はない。法律のみが、この自由に対し他のすべての自由に対するのと同様に、あるべき境界を劃定しうる。

七条 何人も等しく、自から良しと考える時と仕方において、移動し、居住し、転入し、または転出し、また出国し帰国させることができる。自から良しと考える時と仕方において、移動し、居住し、転入し、または転出し、また出国し帰国させることができる。何人も等しく、自から良しと考える時と仕方において、移動し、居住し、転入し、または転出し、また出国し帰国させることができる。

八条 自から良しと判断するような仕方でも、彼の財産エッセツ、彼の所有物プロパティを処理し、支出を規律する、主人である。自から良しと判断するよう仕方で、彼の財産、彼の所有物

九条 市民の自由・所有および安全は、一切の侵害に対し優越する社会的保障ソシアル・シキヤリティーのもとに置かれねばならない。

市民の自由・所有および安全は、一切の侵害に対し優越する社会的保障のもとに置かれねばならない。

市民の自由・所有および安全は、一切の侵害に対し優越する社会的保障のもとに置かれねばならない。

市民の自由・所有および安全は、一切の侵害に対し優越する社会的保障のもとに置かれねばならない。

市民の自由・所有および安全は、一切の侵害に対し優越する社会的保障のもとに置かれねばならない。

市民の自由・所有および安全は、一切の侵害に対し優越する社会的保障のもとに置かれねばならない。

市民の自由・所有および安全は、一切の侵害に対し優越する社会的保障のもとに置かれねばならない。

市民の自由・所有および安全は、一切の侵害に対し優越する社会的保障のもとに置かれねばならない。

市民の自由・所有および安全は、一切の侵害に対し優越する社会的保障のもとに置かれねばならない。

市民の自由・所有および安全は、一切の侵害に対し優越する社会的保障のもとに置かれねばならない。

市民の自由・所有および安全は、一切の侵害に対し優越する社会的保障のもとに置かれねばならない。

市民の自由・所有および安全は、一切の侵害に対し優越する社会的保障のもとに置かれねばならない。

市民の自由・所有および安全は、一切の侵害に対し優越する社会的保障のもとに置かれねばならない。

一〇条 したがって法律は、その命令のもとに、他人の権利を害することを企てる個々の市民の指令を抑圧することのできる武力をもたねばならない。

一一条 したがって、法律を執行せしめる任務をもつすべての人々、權威または公權力の若干の他の部分を行使するすべての人々は、市民の自由を侵害することには無力な状態におかれねばならない。

一二条 したがって国内秩序は、軍權力の危険な支援を求める必要が少しもないように、国内の合法的な武力によつて確保され支持されねばならない。

一三条 軍權力は、対外的政治的關係の次元においてのみ、創設され、存在するものであり、また行動すべきものである。したがつて兵士は、決して市民に敵対して用いられてはならない。外敵に対してのみ、指揮権を行使しうる。

一四条 すべての市民は平等に法律に服するのであつて、何人も法律の權威以外のいかなる權威に服従することも強制されない。

一五条 法律の目的は共同の利益にはかならない。したがつて法律は、それが何者に対してであらうと、どのような特権も賦与しえない。もし特権が設けられたならば、その原因が何であらうと、ただちに廃止されねばならない。

一六条 人間が手段すなわち富や知能や力その他において平等ではないとしても、彼らがすべて權利において平等なのだということを否定することにはならない。法律の前には、何人も權利について他人と同価値であり、法律は彼らをすべて差別なく保護する。

一七条 何人も他人より以上に自由ではない。何人も他人が彼の所有に對してもちうる以上の權利を、自らの所有に對してもつものではない。すべての人は同等の保障と同等の安全を享有すべきである。

一八条 法律は市民を平等に義務づけるのだから、法律は犯人を平等に処罰すべきだ。

一九条 法律の名において召換されまたは逮捕された市民はすべて、ただちに服従しなければならぬ。抵抗すれば有罪となる。

二〇条 何人も、法律によつて予定された場合にあたり、確定された形式によるのでなければ、裁判所に召換され、逮捕され投獄されるべきではない。

二二条 恣意的または非法なすべての命令は無効である。その命令を要求した人あるいは人々、それに署名した人または人々は有罪である。その命令を伝達し、執行し、または執行せしめた人々は有罪である。それらの人々はすべて罰せられねばならない。

二二二条 そのような命令を不意に受けた市民は、暴力に処するに暴力をもつて拒絶する権利がある。

二三条 すべての市民は、彼の身体のためにも彼の物のためにも、最も迅速な裁判を受ける権利をもつ。

二四条 すべての市民は、社会状態から生じる共同の諸利益を受ける権利をもつ。

二五条 自らの欲求を充たすために無力であるようなすべての市民は、彼の仲間の市民達の援助を受ける権利をもつ。

二六条 法律は一般意志の表現にほかならない。大きい国民にあつては、法律は、公事に対し能力と関心をもつすべての市民によつて

直接または間接に短い任期で選出された代表者の団体による作品でなければならぬ。これら二つの資格(関心と能力—筆者註)は憲法によつて実定的かつ明確に規定される必要がある。

二七条 何人も、国民の代表者によつて自由に議決された租税以外を支払うべきではない。

二八条 あらゆる公権力は人民に由来し、人民の利益のみを目的とする。

二九条 公権力はその任務を充足しうるよう常に行動的で常に適切に構成されねばならず、いやくも公権力が社会的利益を犠牲にしてそのような状態から離反することは許されない。

三〇条 公職は決してそれを行使する者の所有物にはなりえない。その行使は権利ではなく義務である。

三一条 公務員は、あらゆる種類の権力の行使にあたりそのかい怠と運用につき責任を負う。國王のみがこの法則から除外されるべきである。彼の身体は常に神聖で不可侵である。

三二条 人民は常に彼の憲法を再審査し改革する権利をもつ。必要があるなしにかかわらず、この改正を行なう一定の時期を決めておくのが良いことである。

以上の条項は、前記「理論的宣言」の内容の要約だから、違った思想が出てくるわけではもちろんないが、なお箇

々の点で注目に値する規定がある。一・二条には、「出発点」として「個人の主権性」(Basist)の宣言ともいふべき個人主義社会観がはっきり出ており、五条の沈黙の権利の規定では集团的熱狂に対する抵抗の姿勢が示されている(1789年)。六条の労働・生産・売却の自由の規定の詳細さ、一九・二二条においては法の執行に対する服従すべき原則と抵抗しうる例外が区別され、二五条の援助に対する権利の明記や、二六条が法律は一般意志の表現であることをはじめて明記したこと等が注目される。

いったい以上のシェイエス草案に、どれ程アメリカの例とりわけ州憲法の権利宣言が影響を及ぼしたものか、甚だ分明でない。彼の思想的素養からいっても、草案の形式・内容からいっても、理論的に、デカルトの伝統の下に、ロック、コンディヤック、フイジオクラット等の思想が、モンテスキューやルソーやマブリーイの觀念の批判と、部分的摂取とを通じて、シェイエスにおいて独自の理論に統合されたものではあるまいか、また、實際的にいって、旧制度下の権力濫用に対する抗議と改革の要求が、請願書(とりわけ、彼を選出したパリの第三身分のそれ。cf. P. A. P. 281 ff.)を通じて、草案中に反映されたのではあるまいか、という疑問が湧いてこざるをえないのである。

イエリネットのように、この草案を全く無視した場合は問題外としても、クレエヴエコルンのように、それをラファイエット草案の補完であり、ラファイエットが北米諸州の宣言から借りてきた人権にフランス市民の権利を足したものだ(S. 145 (Kloppokorn))という単純な結論も、疑問である。むしろ、ラファイエット案を参照したとしても、フランス的特質がより強くあらわれた、シェイエス独自の案というべきではあるまいか。

後述する(5) 後部のように、この草案中の思想と方式が、直接または間接に確定条項に摂取された例が少なくない(殆んどそのまま組入れられた規定としては、一九・二〇条)のだから、その法思想の特質の正当な位置づけと分析は、確定人権宣言(が確定七条に、二六条前段が確定六条に。cf. Wach, Pass.)のだから、その法思想の特質の正当な位置づけと分析は、確定人権宣言の解明のためにも要請されているところだといわねばならない。(18)

説 (1) Bastid. p. 289-312 に殆んどすべて依拠した。後日再検討の機会をもちたい。なお、桑原武夫編『フランス革命の研究』二四六頁以下、六三〇～六三一頁参照。

(2) 松平齊光、フランス啓蒙思想の研究、二五三～二五六、四三三～四三六、四六八頁以下参照。

(3) E. Thompson, Popular sovereignty and the French Constituent Assembly 1789-91, 1952, p. 14.

(4) Bastid. p. 343 は、このフイジオクラットが自然の法に帰した「明証性」の思想をみうるといふ。それは、いわば至高の法として、憲法をも拘束する。

(5) Bastid. p. 344. は、自然の全体のうちで、個人はそれぞれその自由な発展という一定の位置と役割りをもっており、それを放棄することでも放置することもなすべきではないという「一八世紀の哲学」の「目的論的・樂觀的」自然観があらわれているという。

(6) 強者が弱者を圧迫するに至れば「義務を生ずることなしに効果を生ずる」。Bastid. p. 344 は、ここに、ルソーの社会契約論の有名な章の思想がみとめられるといっている。

(7) ロックと同様、自然状態が必ずしも戦争状態ではないと考えていることを示すという。Bastid. p. 302.

(8) 「個人の自由を減少するどころか、社会状態はその行使を拡大し確保する。それは、私的な力の庇護の下ではあまりにも脅威を蒙りすぎる多くの障碍と危険とをとり除き、社会全体の強力な保護に委ねるのである」(本文では省略)。Bastid. p. 303. は、ここでルソーの集団に対する個人的自由の全面的委譲とは全く異なり、自然権学派中でも絶対主義から最も遠く、「最も自由主義的」だと述べている。

(9) V. Marceggi, Les origines de la Déclaration des droits de l'homme de 1789, Paris, 1904, p. 168-169 はこの箇所を引用し、ケネーやメルシエ・ド・ラ・リヴィエール等のフイジオクラットの思想だと述べている。Bastid. p. 302. は、ロックが身体および労働の觀念を仲介として所有を考えていたのと、思惟過程において異なることを指摘している。

(10) ここで、ロックの國家の役割—いわゆる夜警國家—を超える社会福祉國家の觀念をみうるといふ。Bastid. p. 346, 370 et s.

(11) シュエイエスは、自然権、市民権、政治権の三分説。古典的な私権に対する公権の区別は、シュエイエスの政治権に遡るといふ。しかし、この政治権の享受を一定の市民に限定するのは、社会の契約がすべての成員の自由な意志にもとづいて成立するということと、明らかに矛盾するのではないかという指摘がある。彼の政治制度論の中心に位する代表制の觀念と関係する。Bastid. p. 347.

(12) Bastid. p. 347-348 は、この区別は反民主的な指向をもたない、知識と公徳心の貴族制で金のそれではない、として弁護している。

が、シェイエスの主観的意図と、その理論の果した現実的役割とは区別して観察する必要のあることはいうまでもあるまい。

(13) 恒藤武二、「人権ならびに市民権の宣言」の諸草案(一)、同志社法学三〇号、一四四—一四七頁に条文のみの訳があるので参照。

(14) この草案は、議会内において「若干の熱烈な支持者をえた」が、支配的とはなりえなかったようである (Watch, p. 88)。なお、シェイエスは、八月一二日に、議会に対し、四二条からなる改訂宣言案と四篇からなる憲法案を提出している (A.P. III, p. 422-424) が、この改訂案の方が見劣りがするという評がある (Bastid, p. 359)。

(3) シャンピオン・ド・シセの憲法委員会第一報告(七月二七日国民議会、A.P.VIII)。これは委員会の主報告であり、委員会での人権宣言起草作業の経緯を要約しているのみならず、アメリカの例に言及し、シェイエスおよびムニエ案に短評を加えている。

「国民的憲法」のみが、フランス人の自由を「不動の基礎」に基づかせることができる。昨今までフランスは「権力の混同と無規定の犠牲者」であった。野心と陰謀がほしのままに王達と人民の権利を相闘かわしめ、専制政あるいは閥族の支配に導いた。しかし今や「公共の理性」「愛国感情」が昂揚し、「公共の利益の前に屈伏すべきでないものは何もなくなった」。国王が人民の幸福を最も神聖な義務とすることに同意した以上、門閥の利益や特権に固執すべき時ではない。しかし、危険な性急さはあくまでも避くべきであり、自由と「人間の尊厳」と「公共の福祉」を確定しようとするわれわれの仕事に、フランスのみならず「ヨーロッパ全体」が注視しており、また模倣すべき「模範」を期待している。

そのような考察のもとに憲法の基礎を定めるため、われわれ議員を選出した「選挙人」によって諸願書中に表明された意思を検討することから仕事をはじめたが、クレルモン・トネール伯が、請願書の「全般的精神」について報告を引受けてくれた。委員会では、選挙人が不可欠なものとして要請した条項にとくに注意したが、相異なる見解を「達成」せしめる充分な手段を確立し、公共とすべての個人の福祉という同じ目標に向つて各部分が関連しあい結びあつた「壮重な全体」としての憲法にしなければならぬと考えた。

以上によって委員会が憲法について、大体どんな考え方をしていたかの見当がつくが、以下権利宣言について、注目すべき発言をする。

「先ずわれわれは、あなた方（議員）の意向によって、人間と市民の権利の宣言を憲法に先行せしむべきだと判断した。」というのは、「第一原理」を宣言することによって、それが道徳と理性と自然に由来する「力」を刻み込むことを目標としたからというのではなく、「これらの消すことのできない原理が断えずわれわれの眼とわれわれの思想に現在するようになるといふことをあなた方が欲したという理由によるのである」。(1) あなた方が欲したのは、常時国民が、憲法の各条項を照合して第一原理と関係づけることができ、われわれが忠実にそれに合致することを確かめることができ、国民のあらゆる権利を断乎として維持する法律に対し国民が自らのために服従するところの義務を認識できるように、ということだった。あなた方は、それがわれわれ自身による軽視のおそれをなくするための継続的な保障となるうと感じ、またも多年の経過後ならかの権力がこの原則に合致しないところの法律を強制しようとしたならば、「常に有効なこの原型があらゆる市民のために犯罪ないし誤謬をただちに告発するであろうことを予想したのだ」。

ここで、委員会が人権宣言を憲法に先行せしむべきだと提言していること、またそれによって立法者による人権無視に対する保障をもうけようとしていることが、重要であろう。そしてこの思想の起源を示唆して、次のようにいう。

「この高貴な思想は、他の半球で考えられたものだが、まずわれわれの間に優先的に移植されることになった。われわれは北アメリカを自由ならしめた事件に協力したが、彼女はわれわれにわれわれの自由を保全するためにはいかなる原則に基づくべきかを示している。かつてはわれわれが鉄鎖に鎖した新 세계こそが、今日われわれに、鉄鎖につながれているわれわれ自身の不幸からわれわれを守るべきことを教えているのだ。」

この部分につき、ブトミイは、この大司教は「アメリカ一般」を問題にしているにすぎず、州憲法にはなんら言及していない(前号、一(二四頁註))といい、イエリネックに対し州憲法の影響を否定する見解を展開している。検討を要する問題点である。(5)

全委員が権利宣言と取り組んだが、「内容において殆んど変化なく、表現および形式においてより多くの相違があつた。」(6)

しかし内容においても無視しえぬ相違点があるのではないか、問題だ。ついで、代表的草案としてのシェイエスとムニエ案について以下のように短評を加えている。

シェイエス案の人間の本性に発する厳密でニュアンスを尽した叙述は、まれにみる才能の持主の深い明敏さを現わしているが、その「完璧」さのなかにかえつて「不便」があり、それを読みまた聞くことになる一般市民に期待できるよりはるかに多くのものを前提としている。そのことも考慮して、シェイエスはより短かくより理解に容易な結論を列挙した。

ムニエ案は、人間の本性に関する同様の観察に出發しているが、結論として充実した方式を、相互に区切つて出している。識者ならたやすく条項相互間の空白を補なうだろうし、一般の人でも容易に記憶でき、わかりにくくておそれをなすこともなかるう。ムニエ案には、ラファイエット案のイデオがとりいれられており、その他の諸草案も参照している。

あなた方がこの両者のうちどちらを採るかを決定される。「最も透徹した精神の識見に期待できる」ものと「その他の人々の単純さに期待できるもの」をはかりにかけるであろう。あるいは、この二つの要請を融和して、すべての人にとって適合する新しい形を生むべきだと考えるでもあろう。(以下憲法の正文に関する部分省略)

ここで、シェイエス案よりムニエ案に対し報告者が好意的であるというニュアンスは否定し難い。またムニエ案が、とりわけラファイエット案と親近性をもつこと、またその他の諸案をも参照した総合的性格をもつものであること

説とが示唆されている。

論

(1) Marcaggi, op. cit., p. 176-177, は、この部分を引用し、フイジオクラットの教説の再版にはかならない、としているが、その直後  
のアメリカの影響との関連が問題であろう。

(2) Mirkin-Guezévitch, Les Constitutions européennes, Paris, 1951, p. 127は、単純にイエリネック説を支持するものとして引用して  
5.40。

(3) Cf. A. Aulard, Histoire politique de la Révolution Française, 1905, p. 40. はこの一句をとらえ、アメリカにならって草案をつく  
ったこと、シセが個人的に共和的であるのみならず哲学的・理性的宣言を支持していたことを示すという。

(4) クレルモン・トネルによる憲法委員会の第二報告(七月二十七日、国民議会。A.P. 冊)。一七八九年に三つの身分が作成  
した請願書は、旧制度下革命前夜の精神状態を知るための「最も貴重な文書」であり、そこには三つの身分の夫々の  
思想の「真正の証言」の記録をみうるといえよう。

委員会およびクルレルモン・トネルが、この膨大で(全身分会議に提出された選挙区一般)相互に錯雑・矛盾するところの  
多い請願書を、短時間いづれ程精査し、公正な抽出・整理をなしたか疑問であるが、とにかく憲法に関する討論  
のための序論として、請願書において最も一般的に表明された要望の問題点を報告したわけである。「議会が国民と  
緊密に協力」するため、議会外にインスピレーションをもとめた(Walch)といえないことはなからう。彼自身は、議  
会内では「中道右派」の代表的人物であり、イギリス憲法の熱心な賞讃者であったといわれる。

「われわれの選挙人達は、国家の刷新を欲しているという一点において、すべて一致している。しかし或者はそれについて、たんに  
濫用に対する改革と、一四世紀にわたって存続してきた憲法を再建することを期待している。……他の者は、現存する社会制度はあまり

にも邪悪であるとして、新憲法を要求している。ただしすべてのフランス人が愛着をもち尊敬している君主政体と形式とは、除外して  
る……。そしてこの後者が、憲法の第一章は人間の権利、すなわちその維持のため社会が設立されたところの時効にからぬ権利の宣  
言を包含すべきものと考えているのである。そしてこの人間の権利の宣言の要求が、新憲法を要求する請願書と現存憲法の再建を欲  
するそれとの、いわば「唯一の相違」をなすのである。

ところで、「両者ともひとしく考(察)を加えている対象は、君主政体の原理、権力の存在、立法府の組織、租税に対する国民の同  
意、行政府の組織および市民の権利」についてであつた。

人間の権利の宣言を憲法の冒頭に掲げることが、旧制度下既存の憲法のたんなる改良では足り  
ず、新憲法樹立の「礎石」にしようという請願書の識別基準だとせられていることは、注目すべきだ。したがって、  
請願書の立場からいえば、議会がまず人権宣言を採択することはとりもなおさず新憲法作成への第一歩であり、旧制  
度の革命的変革の決断を意味することになるわけである。報告は次いで問題点の細目的解説にうつる。

君主政体、国王の身体の神聖性、男系の世襲制は最も多くの請願書が認め、疑問にしていない。国王は執行権の全権を有する。あら  
ゆる公務員の責任の要求が一般的。国王が若干の立法権をもつべきことを認めたものもある。法律の公布に国王の裁可が必要とするも  
のが大多数。

立法権は国民代表に存することを多くの請願書が認む(召集、延期、解散、会期、構成とりわけ身分の区別を維持すべきか、両院制  
をとるか、議員の身体の不可侵等について、略)。

「租税に対する国民の同意が必要であることは選挙人により全般的に承認され、すべての請願書により確定され」ている。すべては、  
「租税の期間を限定」している。……この「命令的条項は国民議会の恒久性の最も確実な保障者」だと考えられている。募債は間接税  
にほかならないから、同じ原則に服すべきである。……

「市民の諸権利、自由、所有は全フランス国民により力強く要求されている。国民は、自らのために公的所有の不可侵を要求するのと同様に、その各成員のために、個別的所有の不可侵を要求している。彼女は、國民的自由を永久に確立するに至つたのと同様に、個人的自由をその全きひろがりにおいて要求している。彼女は、出版の自由または思想の自由な伝達を要求し、人身を恣意的に処理していた封印令状に義憤とともに反対し、専制政の最も愚劣で最も恥ずべき発明の一つである郵便の秘密の侵害に反対している。」

これら封印令状や出版の自由にかんしては、特殊な例外をみとめる修正を加えているものがあつた……。あなた方はその英知において、「フランス的名誉感情」により司法的正義とのかんけいを調整されるであろう。禁止制度の時代に訴状によつて非常に疑々侮辱された宗教についての不安を、あなた方は鎮めるであろうが、僧侶は、放縱は永い間奴隷制の間だつたことを想起して、自由の最初のそして自然の効果として、公の尊崇対象に対する秩序と礼讓と尊敬に帰つてゆくことを認めるであろう。

この報告に、「請願書の開封調査結果」として、条文化された要約が付いている。二部分に分れ、はじめに「是認された諸原則」として一一條ある。

一―七條は、五條の公務員の責任規定を除き、すべて君主制ないし国王の地位、権限に関するものである。ただ、報告内容より、国王の地位権限を強化する傾きで、単純化、一般化がなされている。例えば、二條は、国王の神聖性に「不可侵」性を付加し、七條は、「國民は国王の裁可とともに立法する」と報告中ない規定を加え、国王の法律作成（公布に対しては六條で規定）に対する裁可が明示されている（その他は報告中関連部分参照）。

八條 國民の同意が、募債および租税にとつて必要である。

九條 租税は全身分會議の開催から次の開催までしか与えられない。

一〇條 所有は神聖たるべきである。

一一條 個人の自由は神聖たるべきである。

次いで、「請願書全部に一樣な仕方では表明されていなかった問題」と題して、一八条ある。

- 一一一五条は、国王および全身分會議に關連する事項（省略）。
- 一六条 租税は、國民の負債の消却を目的とするものであるから、それが完全に消滅するまで徴収さるべきか？
- 一七条 封印令収は廢止さるべきか、あるいは修正するにとどむべきか？
- 一八条 出版の自由は無制限たるべきか、あるいは修正するにとどむべきか？

以上の要約を人権宣言確定条項と比べた場合、租税にかんする要求は確定一四条に、「自由と所有」の要求が確定一条および二条に、個別的所有の不可侵性が公的所有のそれとの対応において論ぜられていることが確定一七条に、自由について確定四条に、出版の自由の要求が確定一条に、封印令状に対する反対は確定七条に、それぞれ請願書の要請が反映ないし内的關連のあるものとして参照されてよい（cf. Walsh, p. 72-74）。

しかしながらこの報告書は、膨大な請願書の「全く短かい一べつ」であって、その「充分な理解」に基づくものでなかったと評されている（Kisakorn）<sup>(9)</sup>とすれば、クレルモン・トネールの報告書を介するまでもなく、または議員を通じて、國民の声をなわち請願書の権利宣言の要求で人権宣言の確定条項に組入れられたものがなかったか、またフランスの旧制度下の固有の實際的要請以外にアメリカおよびイギリスの影響が這入りこんでいたのかを再検討する必要がある。

- (一) A. de Tocqueville, *Œuvres complètes*, t. II, *L' Ancien régime et la Révolution*, 1856, Introduction par G. Lefebvre, 1952, p. 2 93-294 ; Cf. L. de Poncins, *Les cahiers de 89 ou les vrais principes libéraux*, 1866, p. 51 et s.
- (二) J.M. Thompson, *The French Revolution*, 1951, p. 10.

- (3) E. Thompson, *Popular sovereignty and the French Constituent Assembly 1789-91*, 1952, p. 11. 桑原 纒、フランス革命の研究、六二五—六二六頁。
- (4) Walch, p. 71 は、意見が「すべて一致」した原則という風に解しているが、疑問である。考察の対象とした点では一致しているが、その原則論の内容においては、不一致のものもあつたからである。
- (5) この部分でクレルモン・トネールは巧妙でわかりにくい外交的言辭により自由の制限・例外の可能性を示唆しているように思われる。cf. Walch, p. 74
- (6) 三身分のうち第三身分の請願書が、都市市民および農民の共同作品としてとくに当時の国民の思想状況を示しているといえようが (Marcaggi, op. cit., p. 157)、貴族、僧侶身分のそれも根本的な改革を要求しているものが多い (貴族の請願書中の権利および憲法事項の分析について Tocqueville, op. cit., p. 293-301 参照)。ただし、君主制の基礎自体を否認するものは、報告書のいうとおり、ないといつてよからう (cf. L. de Ponceins, *Les cahiers de 89*, 1866, p. 291)。
- Klövekom, S. 95-188; Marcaggi, op. cit., p. 157-171 の引用する請願書を手引きとしつつ、A. P. I-VII 所収の膨大な請願書に一つを殺すれば、権利の保障の要求中、人身の自由とりわけ封印令状に対する反対、所有、課税、出版、思想の自由ないし権利、通信の秘密に関するものが最も多い。明快かつ詳細に権利宣言の内容を要求している請願書であつて、最も代表的なものとして注目されてよいのは、*tiers-état de la ville de Paris*, A. P. V, p. 281 (シエイエス選出。制憲議会に対する影響ありとされる); *tiers-état de Nevers* (この Nemours 区でヌエボント・ヌール選出), A. P. IV, p. 161; *tiers-état de Marsan* (人権宣言確定条項に近いと指摘される。最も完全な良心告白の自由を要求している) (この注目に値する), A. P. IV, p. 33 がある。そのほか、*clergé de Dijon*, A. P. III, p. 123-124; *tiers-état d'Evreux*, A. P. III, p. 300 (非カトリック教徒にも差別なくあらゆる市民権を要求); *noblesse de Mantes et de Meulan*, A. P. III, p. 661; *paroisse de Chevannes*, A. P. IV, p. 216; *tiers-état de Paris hors les murs*, A. P. V. 237-239 (タルジエ選出); *ordres réunis de la noblesse et du tiers-état de Péronne*, A. P. V, p. 356 (アラクサンドル・ド・ラヌット選出); *peuple de la sénéchaussée de Rennes*, A. P. V, p. 538; *sénéc. d' Aix*, A. P. VI, p. 255 (ツラポー選出) 等。 *noblesse d'Angers*, A. P. II, p. 32-33; *noblesse d'Aval*, A. P. II, p. 139-140; *noblesse de Béziers*, A. P. II, p. 348; *noblesse de Calaisis et d'Ardeuses*, A. P. II, p. 507; *tiers d'état de Mantes et Melun*, A. P. III, p. 666; *clergé de Melun*, A. P. III, p. 734; *clergé de Metz*, A. P. III, p. 759-761; *trois ordres de Montfort-l'Amaury et de Dreux*, A. P. IV, p. 38-39; *tiers-état de Montpellier*, A. P. IV, p. 49; *paroisse de Magny-Lessart* (Paris

hors les murs), A. P. IV, p. 667; paroisse du Mesnil (Paris hors les murs), A. P. IV, p. 697; noblesse de la ville de Paris, A. P. V, p. 271; tiers-état de Santes, A. P. V, p. 672 等も参照せよ。

(5) ムニエの草案(七月二十七日、国民議会。A. P. III, p. 285-286 は二三箇条。同日憲法委員会に提出された案は、一六箇条に短縮。以下、ムニエは前述したとおり、憲法作業委員会の報告書を作成し読んでいる(前号、一三三頁)。いったい彼の経歴をみるのに、若くして弁護士となり、まもなく隔年に仕事をするグルノーブル裁判所判事となり、余暇にモンテスキューの法の精神を愛読し、また英人 Brynne との交友をえ、ブラックストーンやドゥ・ロルムの著作および英国の新聞によってイギリス憲法を知り賞讃していたことが注目される。またアメリカ革命をフランスに対する自由思想の伝ばんという観点から評価していたが、歴史的地理的事情の相違を意識し、イギリスよりは遙かに遠い事例と考えていたようである。<sup>(2)</sup> また法曹の経歴からいって、登録なければ課税なしという原則等、高等法院のルモントランスにふくまれた自由主義的意義を認めていたようだ。彼は、一七八八年のいわゆる「瓦の日」の指導者として、王命に反し高等法院の特権を擁護する革命に成功し、ドーフィヌ地方の三身分合同会議の実施を王に承認せしめ、他の地方にも影響を与え、翌年の身分会議開催への途をひらいた英雄であった。ために、当時若冠三才でありながら、国民議会において指導的地位を認められていたわけであるが、イギリス憲法にならった穩健な立憲君主制を理想と考えていたことは疑い難く、哲学者シェイエスと対称的に、本質的に「実<sup>ワ</sup>際<sup>チ</sup>的<sup>ク</sup>」であった。また彼の草案は他の諸草案の觀念の「融<sup>フ</sup>和<sup>ワ</sup>の試<sup>シ</sup>み<sup>ミ</sup>」(Walsh, p. 91)としての性格が強いといえよう。したがって、その総合性を構成する諸要素を正しく分解し、またムニエ草案固有の独創点がないかを明らかにしなければならぬ(以下二三箇条案。カッコン M<sup>16</sup> )。

国王によって招集され、国民議会に集合したわれわれフランス国民の代表者は、あらゆる階級の市民によって委任された権限に基づ

き、彼らによりとくにフランスの憲法を確定することにより公共の繁栄（プロスベリテ・ピュブリク）<sup>16</sup>（フエリシテ・ピュブリク）を確保することを委託されたので、われらの選挙人の權威によつて、フランス帝国の憲法として、以下に表明されるような基本的格律と規則および統治の形態を、宣言し確定する。

一条 すべての人間は幸福の追求への打ちかえぬ傾向をもつ。彼らは、その努力を結集することによつて幸福を獲得するためにこそ、社会を構成し統治機關を設立した。したがつてあらゆる統治機關は一般的福祉を目的とすべきである。

二条 この争いえぬ真理から生ずる帰結は、統治機關は被治者の利益のため存在するのであつて治者の利益のためではないということであり、いかなる公職もそれを行使する者の所有物と考えられることはできないこと、あらゆる主権の原則は国民に存すること、いかなる団体もいかなる個人も、国民から明示的に派生しないいかなる權威をもつこともできないということである。

三条 自然は人間を自由で權利において平等なものとした。したがつて社会的差別は共同の利益にのみ基づいたものでなければならぬ。

四条 人間は幸福になるために、あらゆるその身体的および道徳的能力を自由かつ完全に行使しうべきである。

五条 自らの能力の自由で充かな行使を確保しようとするなら、各人はその同胞に対しても彼らの能力の自由な行使を承認し、促進しなければならぬ。

六条 この明示または黙示の合意の結果として、人間相互間における權利と義務の二重關係が生れる。

七条 各人の權利は、彼の能力の行使にあたり、他の個人が享有している同様の權利によつてのほかに制限されないことに存する。

八条 各人の義務は、他人の權利を尊重することに存する。

九条 それゆえ統治機關は、一般的福祉を実現するために、權利を保護し、義務を規定しなければならぬ。人間の能力の自由な行使に対しては、すべての市民に權利の享有を確保し社会に有害な行為を阻止するために明らかに必要であるところの制限以外の制

限を課すべきではない。とりわけ、あらゆる人間に属する時効にかからない諸権利、すなわち、個人の自由（M<sub>16</sub>—自由）、所有、安全、名誉と生命に対する配慮、思想の自由な伝達、圧制に対する抵抗というような権利を保障すべきである。

一〇条 すべての市民のために明快で正確で劃一的な法律によつてこそ、権利が保護され、義務が画定され、有害な行為が処罰されるべきである。

一一条 市民は、彼ら自からによつてあるいは彼らの代表者によつて自由に承認したところの法律以外の法律に服せしめられない。この意味において、法律は一般意志の表現なのである（M<sub>16</sub>—表現であるべきだ）。

一二条 法律によつて禁ぜられていないすべてのことは、許容されている。また何人も法律が命じていない行為を強制されることはない。

一三条 法律は、その発表に先行する事実のためには決して援用されえない。もし法律がこのような先行事実の裁判を決定するために作成されるならば、その法律は圧制的で暴政的なものである。

一四条 専制を防止し、法律の支配を確保するため、立法・執行・司法権は区別されるべきである。同じ掌中にそれらを結合すると、その受託者をあらゆる法律のうえにおくことになり、法律に替えるに彼らの意志をもつてすることを可能ならしめるであろう。

一五条 すべての個人は、その財産またはその身体（M<sub>16</sub>—その名誉）について蒙つたところのすべての過誤および侵害にたいし、あるいはその自由の行使において遭遇する障害にたいし、法律に訴えることができ、そして迅速な救済を見出しえなければならぬ。

一六条 何人も、武力が法律に基づいて使用されたのでなければ武力に対するに拒絶することが許される。

一七条 何人も、法律に基づき、法律が規定した形式により、法律が予定した場合でなければ、逮捕され投獄されえない。

一八条 何人も、法律によつて指定された管轄以外では裁判されえない。

一九条 刑罰は決して恣意的であつてはならず、それは法律によつて確定され、すべての市民にとつて、位階や資産（M<sub>16</sub>—人格）

のいかんにかかわらず、絶対的同等のものでなければならぬ。

二〇条 社会の各成員は国家の保護を受ける権利をもっているものであるから、国家の繁栄に協力すべきであり、自らの能力と財産に比例して必要な経費を支弁すべきである。何人も、彼の位階や職が何であろうと、いかなる恩典も免除も要求することはできない。

二一条 何人も、法律に服従し、また公けの礼拝をかく乱しないかぎり、その宗教的意見のゆえに不安ならしめられることはない。

二二条 あらゆる人は、その生れたところの国を離脱し、その国の市民の資格において享受していた権利を放棄することにより、他の国を自らの祖国として選ぶ権利がある。

二三条 出版の自由は公的自由的自由の最も強固な支柱である。法律は、この自由とそれを濫用して扇動的論説や個人に対する中傷を流布するような人々の処罰を保障する適当な手段とを和解せしめることにより、この自由を守つてゆくべきである。

以上ムニエ案(Mと)の条文を注意深く読めば、シャンピオン・ド・シセの報告が示唆しているとおり、ラファイエット案(Lと)を主として継承していることは否定し難いが、シェイエス案(Sと)の観念も相当採りいれられていることがわかる(もっとも理論的陳述というやや冗長な形式を採らなかったことは、彼が憲法作業委員会報告書の中で宣言は短かく平易で明確(前号一三二頁)でなければならぬとしていたことから当然)。すなわち、M一・二(条を)前段は、S理論的宣言の精神の要約に近く、S二および三〇の趣旨をみうる。M二後段はL五と同文。M三はL一と殆んど同文だが、「権利において」と付加したのは、S一六を考慮したものであろう。M七はL三およびS四と同旨。M九の権利の列挙は、L二のそれに殆んど同じだが、S九を考慮したかに見える表現がある(自由、所安全)。M一〇はL七と全く同じことを多少ふえんした。M一一は、L四の趣旨が前段に入り(なおM一三の趣旨ともなる)、S二六冒頭の「法律は

一般意志の表現」が後段に組み入れられた。M一二はS一四と同旨であろう。<sup>(5)</sup> M一六はS二二の発想と関連がある。M一七はS二〇と実質的に全く同じ。<sup>(6)</sup>

しかしそのようなムニエ草案の「編集的性格」(コレクティブ)のほかに、従来の草案とは趣きを異にする条項があることも無視しえない。すなわち、六・八条および九条一段一〇条が権利と義務とが本質的に二重関連をもつものとして明記していることは、後にも見るような義務の宣言を付加すべしという主張と関連して、注目すべきものである。一四条は、独創とはいえないにしても<sup>(1)</sup>「分立」について述べられているが、条文にはしていない<sup>(2)</sup>、モンテスキューの「法の精神」中のイギリス憲法の精神の要約をみうるのではあるまいか。これをとくにアメリカ憲法の影響とみななければならぬか<sup>(3)</sup> (Kisjakkari) 疑問だ。このほか、一八条は、彼の法律実務家としての関心を示すものであり、一九条においては刑罰の「恣意」性を排斥し、二〇条においては課税について、それぞれ社会的差別禁止・平等の趣旨を強調していることを注目すべきであろう<sup>(4)</sup> (二〇条につきKlovetkov, S. 156 はデラウエア宣言<sup>(1)</sup>。これらの権利宣言につき、フランス自体の請願書や法曹の要請、イギリスの権利宣言、ブラックストーンの影響を採ってみるべきだろう。また、二一条は、宗教的自由について、特記していることに注視すべきだ。これがアメリカの宣言を模倣したこと「疑なし」(Klovetkov)と断じうるか、検討を要する。なお、二二条が、国籍離脱の自由まで<sup>(2)</sup> (したがって移民の自由である。Wald, p. 92, S. 7) 規定していたが、七は居住移転出帰国の自由を規定していたが、二二三条が出版の自由の重要性を強調した<sup>(3)</sup> (S五の方が詳細) 点は、注目されてよい。

同じく七月二七日の議事録の付録として加えられているところの、憲法委員会に提出された一六箇条の短縮ムニエ草案<sup>(4)</sup> (A.P.VIII) は、内容の実質において変化はないといつてよい。しかし二三箇条案にはみられぬ表現ないし規定がなくはない。すなわち、四ないし九条のやや冗長な規定が巧みに簡潔化され、また一二条と結合され一六箇条案の次のような規定になっている。

七条 自由とは、他人を書ししないことはすべてなしうることに存する。法律によつて禁ぜられていないことは、阻げられることはない。何人も法律が命じていない行為を強制されることはない。

この規定の前段および後段がそれぞれ、確定条項四条前段に文字通り、五条後段に殆んどそのまま採用されていることは、一見明瞭だ。また、次の条項は一六条案にのみ見出される規定である。

一六条 国の防衛を任務とする軍事力は、市民的權威の命令の下においてのみ、公共の安靜の維持のために使用することができる。

これは、ムニエが七月九日に行なつた憲法作業委員会報告中の提案一〇条(前号二)の発想を継承したものであり、シユイエス案一一・一二条を参照したでもあろうが、そこで強硬に主張された軍権力を国内秩序維持に用うべからずという原則は採らず、いわばそれとの妥協・折衷形態があらわれているといつてよからう。このテーマは、その趣旨を異にしてではあるが、確定条項一二条に規定されることになる。

(1) R. Delagrangé, *Le premier Comité de Constitution de la Constituante (1789)*, thèse Paris, 1899, p.16-23; E. Thompson, *op. cit.*, p. 12. 桑原前掲六六五頁参照。

(2) Delagrangé, *op. cit.*, p. 16, 19.

(3) *ibid.*, p. 17.

(4) *Exposé de la conduite de M. Mounier dans l'Assemblée Nationale et des motifs de son retour en Dauphiné* 中ニランマイキムト案の大部分を採用したことを述べているようだ。Klövekorff, S. 158.

(5) Klövekorff, S. 155 は、モンテスキューの法の精神一一篇二・四章とタルジユ(次註)の草案八条および諸願書を参照している。

(6) Klövekorff, S. 155 の指摘するように、諸願書の多くがこの点を要求していたことを想起すべきであり、また、アメリカの州権利宣言との関連ありやを吟味すべきだ。

- (7) Target の三二箇条の「社会における人間の権利の宣言」草案が同日議事付録として同箇所に収録されている。A. P. VIII, p. 288-289. なお Klovekorn, S. 145-147 は、ムニエ案が事前に参照したものととして取扱っているが、本稿では省略する。所有権にかんする詳細な規定(一五—一九条)、とくに取用の厳格な要件「絶対的な公共の必要」と事前の「少なくとも同価値」の補償を規定していることなど、注目されるが、冗長で、理論的には、本文引用の三草案に遙かにおとる。
- (8) 恒藤、前掲、一四七—一四八頁は、この案の訳。

以上で憲法委員会報告ないし委員の草案の紹介および問題点の所在の分析・指摘をおわる。

とくに総括して記しておきたいのは次の二点である。第一に、委員会が全体として、「人間と市民の権利の宣言を憲法に先行せしむべきだと判断し」(一六頁前掲シャンピオン・ド・シセの報告、傍点筆者)提案したことである。この態度自体が一つの重要な立場の表明であり、旧制度の革命的変革と「新憲法」の樹立を要求する請願書群の立場と一致し(前記クレルモン・トネールの報告)、それは「実に戦闘の政治行為であり、絶対権力に対する最高の打撃を加えることだったのであり、革命の提承だった」(Aulard, *Politique de la Révolution*)といえるものだろう。だからこそ、国民議会において保守分子の様々の反抗を喚び起こすことになる。

第二に、シェイエス案および(ラファイエット案を吸収した)ムニエ案は、人権宣言確定条項に採用された諸観念および方式を、すでに大部分尽している(voir Klovekorn)ということである。このことを対照表にして本項の末尾に掲げておくから、具体的に確かめられたい。そして、ラファイエット案がどれだけアメリカの権利宣言の影響下にあるかについては後に明らかにするとおりだが、シェイエス案の独自のフランス的法思想およびムニエ案のイギリス流の憲法理論、そしてそれらの前提となっている請願書にあらわされたフランス国民の声は、決して軽視してはならないものである。G・イエリネックが、これらの点を立ち入って検討しなかったどころか、全く無視して、平面的にアメリカ州憲

法の権利宣言中フランス人権宣言の条項に類似した規定があることを列記(それが意義あるものだ)しただけで、フランス人が「アメリカの思想を採用」したのみならず「形式をも継受」した(前号一二二頁)と結論したことは、飛躍であり独断のそしりを免かれえないといふべきだろう。少なくとも次の対照表に分析された確定条項の構成諸要素の源由をたずね、特質を究明し、アメリカ・イギリス・フランスの法思想の交錯と、当時のフランス人の実際的要請の厳密な分析に基づくことなしには、正当な結論を出すことはできないといふべきであろう。

人権宣言確定条項と諸草案および報告書との対照表

使用略号

M <sub>10</sub>	七月九日ムニエ報告……………	前号二三一—二三二頁
M <sub>23</sub>	七月二七日ムニエ・二三箇条草案……………	本号二二三—二六頁
M <sub>16</sub>	七月二七日ムニエ・一六箇条草案……………	本号二二三—二七頁
L	七月一日ラファイエット草案……………	前号二三三—二三四頁
S	七月二〇—二一日シエイエス案……………	本号五—一二頁
C	七月二七日クレルモン・トネル報告……………	本号一八—二二頁

日本数字は条文番号を示す。

確定条項一条 人間は、自由でまた権利において平等なものとして生れ、生存する。社会的差別は、共同の利益にのみ基づいたものでなければならぬ。

二条 あらゆる政治的結合の目的は、人間の自然で時効にかからぬ諸権利を保全することである。

これらの権利は、自由、所有、安全および圧制への抵抗である。

三条 あらゆる主権の原則は、本質的に国民に存する。いかなる団体も、いかなる個人も、国民から明示的に派生しない権威を行使できない。

四条 自由とは、他人を害しないことはすべてなしうることに存する。

したがって、各人の自然権の行使は、社会の他の構成員に対しこれらの同じ権利の享有を確保するところの限界以外の限界をもたない。

これらの限界は法律によってのみ決定される。

五条 法律は、社会に有害な行為でなければ禁止する権利はない。

法律によつて禁止されていないすべてのことは、阻げることができず、また何人も法律が命じていないことをなすよう強制されることはない。

L一と同旨。ただしS一六の「権利において」が加わったことに注意。

M<sup>23</sup>三(II M<sup>16</sup>一)に統合され、殆んど同文となる。

M<sup>10</sup>一、S理論的宣言前文と同旨。

C報告、一致条項一〇・一一、L二、S九、M<sup>23</sup>九、M<sup>16</sup>四の例示が取捨、圧縮されている。

L五と殆んど全く同じ。

M<sup>23</sup>二後段、M<sup>16</sup>三が継承したもの。S理論的宣言一九、S二八と同旨だが、ニュアンスが違ふ。

M<sup>16</sup>七前段と完全に同文。

S理論的宣言一四・S四、五と同旨。M<sup>23</sup>四一九の要約とみうる。

L三と同旨。

S理論的宣言一四項と同旨。

M<sup>23</sup>一〇(II M<sup>16</sup>五)に、関連する表現があるだけ。

M<sup>23</sup>一二(II M<sup>16</sup>七後段)と殆んど同文。S一四が同旨。

六条 法律は、一般意志の表現である。

すべての市民は、彼ら自身でまたはその代表者を通じて、その作成に協力する権利をもつ。

法律は、保護する場合でも、処罰する場合でも、すべてのものにとつて同一でなければならぬ。

すべての市民は法律の眼にとつて平等であるから、彼らの能力にしたがい、彼らの徳性と才能以外の差別をのぞけば、ひととしてあらゆる公の高職、地位および職務に就くことができる。

七条 何人も、法律により確定された場合で、かつ法律の規定する形式によるのでなければ、訴追され、逮捕され、拘禁されえない。

恣意的命令を請求し、発令し、執行しまたは執行せしめた者は、処罰されねばならない。

しかしながら法律により喚召されまたは逮捕された市民は、ただちにしたがわねばならない。抵抗すれば有罪となる。

八条 法律は、厳格で明白に必要な刑罰のみを定めねばならず、何人も、犯罪に先立つて制定公布され、かつ適法に適用される法律によるのでなければ、処罰されることはない。

S 二六冒頭が宣言(∥M<sup>23</sup>一後段∥M<sup>16</sup>後段)。「一般意志」の実質的意義が何かが問題。

M<sup>23</sup>一一前段M<sup>16</sup>六前段。S 二六の二段は代表制のみ。

S 一六、一七、一八と同旨。  
M<sup>23</sup>一〇(∥M<sup>16</sup>五)、L七にその趣旨がみえる。

特にみあたらぬ。

S 二〇と殆んど同文。  
M<sup>23</sup>一七、M<sup>16</sup>一一同旨。  
C報告に同旨あり。

S 二一と全く同旨。

S 一九と殆んど同文。

後段はL四、M<sup>23</sup>一三・一九(∥M<sup>16</sup>八・一二)と同旨。

九条 すべての人は、有罪だと宣告されるまでは無罪だと推定されるのだから、その逮捕が不可欠だと判定されたときでも、その身柄を確保するために必要でないような一切の強制措置は、法律によって厳しく抑圧されねばならない。

特にみあたらぬ。

一〇条 何人もその意見について、それが宗教上のものであっても、その表明が法律によって定められた公共の秩序を乱すものでないかぎり、不安ならしめられてはならない。

C報告がふれている。  
M二一(=M一四)がモデル。

一一条 思想および意見の自由な伝達は、人間の最も貴重な権利の一つである。したがってすべての市民は、自由に語り、書き、印刷することができる。ただし、法律によって確定されたところのこの自由の濫用にあたる場合には、責任を負う。

S理論的宣言一項、S五、M二三、M一五と同旨。  
なお、L二に例示あり、C報告および不一致条項一八参照。

一二条 人間と市民の権利の保障は、公共の武力を必要とする。したがってこの武力は、すべての人の利益のため設けられたものであつて、それを委託された人々の個別的利益のためではない。

M<sup>10</sup>  
M一〇、S一二・一三に関連。

一三条 公共の武力を維持し、行政の経費にあてるため、共同の租税が不可欠である。それは、すべての市民の間に、その能力に応じて、ひとしく配分されなければならない。

C一致条項八・九(C不一致条項一六)で同意原則を示す。  
L八、S二七、M<sup>23</sup>二〇(=M<sup>16</sup>一三)同旨。  
ただし、具体的かつ詳細になっている。

一四条 すべての市民は、彼ら自身でまたはその代表者を通じて、公共の租税の必要性を確認し、それを自由に承諾し、その用途を追求し、またその数額、基礎、徴収および存続期間を決定する権利をもつ。

一五条 社会は、その行政に属するすべての公務員に報告を求める権利を有する。

C報告、L六、S三一に公務員の責任の規定がある。

一六条 権利の保障が確保されず、権力の分立が決定されていないあらゆる社会は、憲法をもっていないのである。

一七条 所有は、神聖で不可侵の権利であるから、何人も、適法に確認された公共の必要性が明白に要求する場合で、事前に正当な補償が与えられなければ、奪われることはない。

C 報告、M<sup>16</sup>報告、L 六、S 理論的宣言一五項、M<sup>23</sup>九、一四、M<sup>16</sup>四・九、の趣旨が極小方式に圧縮さる。

C 報告、C 一致条項一〇、L 二、S 理論的宣言一〇、S 六・八・九（ただし社会権のニュアンス含む二五）、M<sup>23</sup>九、M<sup>16</sup>四に同旨含まる。ただし、補償についてはタルジエ案参照。

(未 完)

**THE HOKKAIDO LAW REVIEW**

Vol. XV No.1

**SUMMARY OF ARTICLES****Introduction à l'étude sur la Déclaration des droits de l'homme et du citoyen de 1789 (2)**

TadaKazu FUKASE,  
 Professeur à la Faculté,  
 Droit constitutionnel

A la suite du numéro précédent, on continue d'examiner les travaux préparatoires de la Déclaration des droits à l'Assemblée Nationale Constituante.

Ce présent numéro traite une partie importante de ces travaux: de la présentation du projet de Sieyès au Comité de Coustitutionles 20-21 juillet jusqu'à celle de Mounier à l'Assemblée le 27 juillet 1789. Les rapports du Comité par Champion de Cicé et par Clermont-Tonnerre, étant antérieurement présentés au projet de Mounier dans la même séance de l'Assemblée, y sont aussi l'objet de l'analyse.

Pourquoi importante cette phase de travaux ? C'est parce qu'on pourrait constater au cours de et avant cette phase presque toutes les idées qui vont être incorporées dans les articles définitifs de la Declaration. Le tableau suivant monterrait combien les idées émises par les projets de Lafayette, Sieyès et Mounier ainsi que les revendications de Cahiers résumées par Clermont-Tonnerre se trouvent dans le texte adopté le 26 août.

**Tableau des filiations d'idées entre le texte définitif et les projets et rapports présentés jusqu'au 27 juillet**

## Abréviation

M <sub>10</sub>	Rapport de Mounier en 10 articles, le 9 juillet
M <sub>23</sub>	Projet de Mounier en 23 articles, le 27 juillet
M <sub>16</sub>	Projet de Mounier en 16 articles, le 27 juillet
L	Projet de Lafayette, le 11 juillet
S	Projet de Sieyès, les 20-21 juillet
C	Rapport de Clermont-Tonnerre, le 27 juillet
(numéro)	numéro d'article

Articles définitifs	Sources possibles
Art. I	Même principe L(1), ajouté "en droits" de S(16).

- Unifié en  $M_{23}(3) : M_{16}(1)$  qui ont presque même lettre.
- Art. II
- 1e phrase Même principe  $M_{10}(1)$ , Introduction de l'exposition raisonnée de S.
- 2e phrase Extrait de, rapport C, principes avoués C(10,11), L(2), S(9),  $M_{23}(9)$ ,  $M_{16}(4)$ .
- Art. III Presque même lettre L(5),  $M_{23}(2)$ ,  $M_{16}(3)$ . Un peu de différence de nuance S(28).
- Art. IV
- 1e phrase Complètement même lettre  $M_{16}$  (première partie de 7) qui résume les idées de  $M_{23}(4-9)$ . Même idée S(4,5).
- 2e phrase Même principe L(3).
- 3e phrase Même idée Alinea 11 de l'exp. rais. de S.
- Art. V
- 1e phrase Expression relevée  $M_{23}(10) : M_{16}(5)$ .
- 2e phrase Presque même lettre  $M_{23}(12) : M_{16}(7)$ . Même idée S(14).
- Art. VI
- 1e phrase Même principe S(26) :  $M_{23}(11) : M_{16}(6)$ . Question demeure quant à la signification exacte de "volonté générale".
- 2e phrase Même principe  $M_{23}(11)$ ,  $M_{16}(6)$ . Cf. S(26).
- 3e phrase Même principe S(16,17,18). Même idée L(7),  $M_{23}(10) : M_{16}(5)$ .
- 4e phrase ?
- Art. VII
- 1e phrase Presque même lettre S(20). Même idée  $M_{23}(17)$ ,  $M_{16}(11)$ , rapport C.
- 2e phrase Complètement même principe S(21).
- 3e phrase Presque même lettre S(19).
- Art. VIII
- 1e phrase ?
- 2e phrase Même principe L(4),  $M_{23}(13,19) : M_{16}(8,12)$ .
- Art. IX ?
- Art. X Mentionné en rapport C. Possiblement le modèle en est  $M_{23}(21) : M_{16}(14)$ .
- Art. XI Même principe Al. 11 de l'exp. rais. de S, S(5),  $M_{23}(23)$ ,  $M_{16}(15)$ . Cf. L(2), rapport C et princi-

	pes pas unanimes C(18).
Art XII	Même thème relevé M <sub>10</sub> (10), S(12,13), M <sub>16</sub> (16).
Art. XIII et XIV	Même idée principes avoués C(8,9). cf. princ. pas unanimes C(16), L(8), S(27), M <sub>23</sub> (20): M <sub>16</sub> (13). Mais le texte définitif devient plus concret et détaillé.
Art. XV	Rapport C, L(6), S(31) mentionnent la responsabilité des agents publics.
Art. XVI	Résumé des mêmes idées, rapport C, rapport M <sub>10</sub> , L(6), Al. 15 de l'exp. rais. de S, M <sub>23</sub> (9,14), M <sub>16</sub> (4,9).
Art. XVII	Même idée, rapport C, principes avoués C(10), L(2), Al.10 de l'exp. rais. de S, S(6,8,9. f. 25), M <sub>23</sub> (9), M <sub>16</sub> (4). Le texte définitif devient plus rigoureux et complet.

Ce tableau qui est le résultat principal acquis de l'étude des numéros précédent et présent n'est point encore concluant pour déterminer les origines et caractéristiques d'idées juridiques de la Déclaration française, mais il est non moins certain qu'on doit envisager soigneusement cette corrélation témoignée: Sieyès avec ses idées originales et nourries de sèves proprement françaises, Mounier avec son admiration pour les institutions anglaises et les voix du peuple français contenues dans les Cahiers, n'ont-ils pas influencé, outre l'exemple américain, le texte définitif?

Voilà, la question que l'auteur élève contre G. Jellinek, qui a négligé tout ce procédé avec son "ton d'autorité," et qui n'a comparé le texte français que tout parallèlement avec les articles de "Bills of Rights" américains d'ailleurs choisis à son gré.

On signale en outre le rapport du Constitution par Champion de Cicé dans lequel le Comité proposa à l'Assemblée "la Constitution doit être précédée d'une Déclaration des droits de l'homme et du citoyen". N'est ce pas, c'était l'attitude de revendiquer une "nouvelle Constitution" comme fit remarquer Clermont-Tonnerre, et "un acte politique et de guerre" pour donner "un coup suprême contre le pouvoir absolu" comme dit Aulard ? On verra cet acte provoquer les résistances de conservateurs

à la scène politique de l'Assemblée ultérieure.

(la suite à un des prochains numéros)